

賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通公布せられた。

賃金統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年二月十三日)
(厚生省令第二號)

第十條中「坑内ニ於テ就業スル鑛夫」ノ下ニ「及第十一條第一項第三號、第四號又ハ第五號ニ該當スル勞務者ニシテ修了又ハ學習後工場又ハ鑛山ニ始メテ雇傭セララル者」ヲ加ヘ、第二號及第三號中「一年」ヲ「六月」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第四十六號 賃金統制令施行規則抄録

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ

- 坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル
- 一 三十歳未満ノ未経験勞務者 三月
- 二 三十歳未満ノ經驗勞務者 一年
- 三 三十歳以上四十歳未満ノ勞務者 一年

健康保險及國民健康保險の保險醫及

保險藥劑師の指定に關する件公布

健康保險及國民健康保險の保險醫及保險藥劑師の指定に關する件は昭和十八年二月二日付官報を以て左の如く定められた。

健康保險及國民健康保險ノ保險醫及保險藥劑師ノ指定ニ關スル件

(昭和十八年二月二日)
(厚生省令第一號)

第一條 健康保險及國民健康保險ノ保險醫及保險藥劑師ノ指定ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニシテ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ健康保險ニ關シテハ警視總監國民健康保險ニ關シテハ東京府知事以下同ジ)ニ提出スベシ

- 一 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ氏名及生年月日
- 二 醫師又ハ齒科醫師ニ在リテハ診療科名及科名專門ヲ標榜スル者ハ其ノ科名
- 三 病院若ハ診療所又ハ薬局ノ名稱及所在地

第三條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ヲ爲サントスルトキハ豫メ文書ヲ以テ道府縣醫師會長、道府縣齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽クベシ

第四條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定シタルトキハ左ニ掲ゲル事項ヲ告示スベシ

- 一 保險醫又ハ保險藥劑師ノ氏名
- 二 保險醫ニ在リテハ診療科名及科名專門ヲ標榜スル者ハ其ノ科名
- 三 病院若ハ診療所又ハ薬局ノ名稱及所在地
- 四 指定年月日

第五條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ同一ノ病院又ハ診療所ニ勤務スル醫師又ハ齒科醫師ヲ包括シテ指定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ前條ノ規定ニ拘ラズ同條第三號及第四號ニ掲ゲル事項並ニ包括シテ指定シタル旨ヲ告示スベシ

第六條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ其ノ指定アリタルトキハ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ見易キ箇所ニ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ表示スベキ標札ヲ掲ゲベシ

第七條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ第四條第一號乃至第三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ事項及變更ノ年月日ヲ遲滞ナク其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ但シ第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ於テ第四條第一號及第二號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

保險醫又ハ保險藥劑師ガ道府縣ニ涉リ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ變更ノ事項ヲ遲滞ナク告示スベシ

第九條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ已ムヲ得ザル理由ニ依リ其ノ指定ノ取消ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ保險醫又ハ保險藥劑師ガ其ノ業ヲ休止シ又ハ廢止シタル場合ニ之ヲ準用ス

保險醫又ハ保險藥劑師ガ死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務

如く定められた。

者ニ於テ其ノ旨ヲ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ第四條第一號及第三號ニ掲グル事項(第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲グル事項)竝ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第二條及第三條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ヲ受ケ居ル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ指定ニ關シテハ第四條ノ規定ニ拘ラズ一括シテ告示スルコトヲ得

勞働者災害扶助法施行令中改正の件

公布

勞働者災害扶助法施行令中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通り公布せられた。

勞働者災害扶助法施行令中改正ノ件

(昭和十八年二月十二日勅令第六十六號)

第十五條第一項第一號中「五十五錢」ヲ「一圓」ニ、「八十錢」ヲ「一圓四十錢」ニ、「一圓三十錢」ヲ「二圓」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

(參照)

昭和六年八月廿二日勅令第二百七十六號勞働者災害扶助法施行令抄録

第十五條第一項

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號

(ロ)ノ注文ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未満ノ者

ハ五十五錢、十六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ

他ノ者ハ一圓三十錢

農業團體法の公布

第八十一議會の協賛を経たる農業團體法は人口政策的見地からも關心せらるゝところ多いが、同法は昭和十八年三月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

農業團體法 (昭和十八年三月十日法律第四十六號)

第一章 總則

第一條 農業團體ハ市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會及中央農業會トス

第二條 農業團體ハ法人トス

第三條 農業團體ハ行政官廳之ヲ監督ス

第四條 農業團體ハ農業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得

農業團體ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第五條 行政官廳ハ農業團體ニ對シ農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第六條 農業團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外農業團體ノ設立、管理、解散、清算其ノ他農業團體ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜(馬ニ關スルモノヲ除ク)又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

第九條 樺太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二章 市町村農業會及道府縣農業會

第十條 市町村農業會及道府縣農業會(以下地方農業會ト稱ス)ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

第十一條 地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設

二 農業ノ統制ニ關スル施設

三 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

四 會員ニ必要ナル農業用物資ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生産ニ關スル施設

五 會員ニ必要ナル農業資金ノ貸付又ハ農業用設備ノ利用ニ關スル施設

六 會員ノ貯金ノ受入ニ關スル施設
地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ前項ノ事業ノ外左